

## 寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し              | } | ※受取有りの場合                                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円以下 |   | <input type="checkbox"/> 平成24年度            |
| <input type="checkbox"/> 50万円超～500万円以下     |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超            |   | <input type="checkbox"/> 平成26年度            |

現 職 同志社女子大学薬学部 特任教授

氏 名 杉浦 幸雄

### (記入要領)

1. 委員等(家族(注1)を含む)に対する「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。)を含む。

なお、

①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

②実質的に、委員個人宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。

2. 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

注1:「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者とする。

## 寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し                     | } | ※受取有りの場合                                   |
| <input type="checkbox"/> 50万円以下                   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成24年度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円超～500万円以下 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超                   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成26年度 |

現 職                      弁護士

氏 名                      田島優子

### (記入要領)

1. 委員等(家族(注1)を含む)に対する「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。)を含む。

なお、

①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

②実質的に、委員個人宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。

2. 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

注1:「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者とする。



## 寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |                                 |   |                                 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 受取無し   | } | ※受取有りの場合                        |
| <input type="checkbox"/> 50万円以下 |   | ◎ 平成24年度                        |
| ◎ 50万円超～500万円以下                 |   | <input type="checkbox"/> 平成25年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超 |   | <input type="checkbox"/> 平成26年度 |

ノバルティスファーマの第三者委員会2つ(リタリンの管理、クロザリルの管理)出ている報酬が50万円以上 (100万円以下)になります。

現 職 東京

氏 名 樋口 範雄

### (記入要領)

1. 委員等(家族(注1)を含む)に対する「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。)を含む。

なお、

①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

②実質的に、委員個人宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。

2. 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

注1:「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者とする。

## 寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し              | } | ※受取有りの場合                                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円以下 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成24年度 |
| <input type="checkbox"/> 50万円超～500万円以下     |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度 |
| <input type="checkbox"/> 500万円超            |   | <input type="checkbox"/> 平成26年度            |

現 職 読売新聞東京本社社会保障部記者

氏 名 本田麻由美

### (記入要領)

1. 委員等(家族(注1)を含む)に対する「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。)を含む。

なお、

- ①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
- ②実質的に、委員個人宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。

2. 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

注1:「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者とする。